

## 法人概要

法人名	特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構 (商標登録：T-6703 50901266141 商標：2009-047833)
認証	平成 20 年 6 月 10 日 内閣府認証 (府国生第 625 号)
設立	平成 20 年 6 月 10 日
事務所	〒133-0056 東京都江戸川区南小岩 7 丁目 22 番 14 号 TEL：03-6801-7592 FAX：03-6801-7593 URL：https://www.zenkaikyo.or.jp
理事長	新宮 俊雄

### 特定非営利活動法人(NPO 法人) 全国介護支援共済機構からのご挨拶

明日への希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせることができる日本国でありたいと念い、何をもって世の中に永々に奉仕を振振できるのかという社会に課せられた使命感、責任感、日本国が平和で幸福を追求するなかで、社会的環境、社会福祉分野において持つ価値・事態を重要視、福祉国家に対して役に立つことを行業、福祉の発展に貢献を成し遂げるために、日々に新たなり善行を積善することを意趣として、特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構は平成 20 年 6 月 10 日に内閣府の認証 府国生 625 号で設立されました。厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金事業として、平成 20 年度に介護記録とその利活用による介護サービスの効率化・省力化・IT 化の推進に関する調査研究事業報告書、平成 25 年度には未来志向研究プロジェクト調査研究事業の一貫として、社会福祉・介護・サービス施設との連携での、感染症全般の不活化と生活衛生の向上を目的とした事業を取りまとめ、縁の下の舞、無駄な骨折りでも人のために努力・苦勞しても、認められなくても、縁の下の力持ちで、思想・態度などすべての面をつらぬく、支持・支援・支え助けの絶対精神を貫徹いたします。

また、行動がすべての成功への基本的な鍵である、高齢者から若者まで全ての国民にめざましく活動の場があり、全ての人々が元気に総活躍、安心して暮らせる社会での新しい経済政策パッケージ人生 100 年時代に、少子高齢化に伴う生産年齢人口減少、育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化による多様な働き方を選択できる社会の実現と、働く方一人ひとりがより良い未来への展望が快闊なる働き方改革での、健康で幸福な状況で働ける福利厚生ともに、予期せぬ事態に備えるための相互扶助の仕組みであり、福祉施策の提供を通じて全体的な幸福度と生産性を向上させるために、戦略的に取り組み、従業員やメンバーが団体に所属している期間中に特定の事故や災害が発生した際に、経済的な支援を提供する仕組みを令和 6 年に取り纏めました。これには医療費や災害時の生活支援などが含まれる『おもいやり団体共済保障』を用意周到して、会員のみならずを支持・支援・支えサポートいたします。

特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構は、安寧秩序、日常生活を助け(介護)生活の安定と幸福(福祉)が安心立命・未来永劫にわたります様、日々に新たなり研鑽して開物成務に務め、天を敬拝し国に敬意を表し、感謝の心で、幸福をもたらす利益(福利)生活を豊かにする(厚生)共済支援に全力で取り組み、勇往邁進し、報恩いたす所存です。

## 福祉博愛

幸福の精神にて差別なく広く愛する心



特定非営利活動法人(NPO 法人)  
**全国介護支援共済機構**

〒133-0056 東京都江戸川区南小岩 7 丁目 22 番 14 号  
URL：https://www.zenkaikyo.jp

特定非営利活動法人(NPO 法人)

## 全国介護支援共済機構

おもいやり団体共済保障のご案内

福祉介護・環境衛生・福利厚生を  
支持・支援・支えサポートします



特定非営利活動法人(NPO 法人)

## 全国介護支援共済機構

内閣府認証(府国生第 625 号) 認証日 2008 年 6 月 10 日  
(商標登録：T-6703 50901266141 商標：2009-047833)



# おもいやり団体共済保障 総合（慶弔）共済



★加入できる方  
**健康状態にかかわらず  
年齢制限無しで加入できます**

## 登録に関する注意事項

- 個人情報の適正な取扱いに関する基本理念を定め、非営利での共済保障事業を営み、個人の権利利益を保護・遵守義務・数字ナンバー制度での初期（出資金）各種設立登録費用とし、正会員としての**登録時に 1000円**を申し受けます。
- 遵守義務（個人情報保護法）にて、正会員登録後は**9けたのID番号を発行**による情報管理で、厳重な管理体制のもとに、正確性・機密性・安全性の確保に任務します。

総合（慶弔）共済

## 総合（慶弔）共済

共済はみんなで『たすけあう』仕組み  
年齢・健康状態にかかわらず加入できる団体共済保障  
です。



共済金の種類		共済事故	保障額（円）		
死亡弔慰金	死亡弔慰金 会員やそのご家族に万一のことがあった場合に死亡弔慰金をお支払いします。	すべての死亡	300,000		
		不慮の事故等による死亡	100,000		
		配偶者の死亡	200,000		
		子の死亡	100,000		
		親の死亡	30,000		
住宅災害見舞金	住宅災害見舞金 災害や自然災害等で住宅に被害が出た場合に住宅災害見舞金をお支払いします。	火災等	全焼・全壊	1,000,000	
			半焼・半壊	500,000～900,000	
			一部焼・一部壊	50,000～300,000	
		風水害等	自然災害	全壊・流失	300,000
				半壊	150,000
				一部壊	10,000～30,000
				床上浸水	10,000～150,000
		地震等	地震等	全損	100,000
				大規模半壊	60,000
				半損	50,000
				一部損	10,000
				同居親族の死亡	100,000
		重度障害	重度障害見舞金 交通事故・不慮の事故等で会員が重い障害を負った場合に重度障害見舞金をお支払いします。 ※1級～3級の一部	重度障がい	300,000

## 保障に関する注意事項

- 社団法人・自治体が運営する公的施設・民間が運営する民間施設・自立状態の方を対象とする施設・法人企業・法人成り（組織形態）・個人事業なる構成の一員の団体共済保障です。
- 満期保険金・解約払戻金はありません。

## 支持・支援・支えサポートに関する事項

- 団体共済保障に必要な事項その他はホームページの『ご契約のしおり』にて通知しております。
- 要求・支払対応相談窓口を設置してご満足いただけるサービスを提供いたします。

# おもいやり団体共済保障 総合(慶弔)共済+傷害共済



正会員会費

月額 **1,000円**

+

傷害共済

月額 **1,000円**



★加入できる方

健康状態にかかわらず  
満79歳まで加入できます



## 総合(慶弔)共済+傷害共済

### 傷害共済

健康状態にかかわらず加入できるけがに備える保障 (月額 1,000円)



★加入できる方

健康状態にかかわらず、総合(慶弔)共済  
にご加入の満79歳までの正会員

★保障期間

満80歳の契約満了日まで保障



			0歳~満59歳の方	満60歳~満79歳の方
入院・通院 ＜部位・症状別傷害共済金＞	入院または5日以上 の通院をしたとき	交通事故・ 不慮の事故	部位・症状別に <b>18万円～0.75万円</b>	部位・症状別に <b>18万円～0.75万円</b>
	入院または5日以上 の通院をしたとき		1事故につき <b>3,000円</b>	1事故につき <b>3,000円</b>
長期入院	90日以上、180日以上 連続した入院(1回の入院)のとき ＜災害長期入院一時金共済金＞	交通事故・ 不慮の事故	各 <b>18万円</b> (最高36万円)	各 <b>5万円</b> (最高10万円)
携行品に損害が生じたとき 国内のみ ＜携行品損害共済金＞			最高 <b>30万円</b> (免責1万円)	—
死亡・重度の障がいが生じたとき 1級・2級と、3級の一部 ＜死亡・重度障害共済金＞		交通事故・ 不慮の事故	<b>500万円</b>	<b>250万円</b>
身体に障がいが残ったとき 3級の一部～14級 ＜障害共済金＞		交通事故・ 不慮の事故	<b>450万円～20万円</b>	<b>225万円～10万円</b>



### 登録に関する注意事項

- 個人情報の適正な取扱いに関する基本理念を定め、非営利での共済保障事業を営み、個人の権利利益を保護・遵守義務・数字ナンバー制度での初期(出資金)各種設立登録費用とし、正会員としての**登録時に1000円**を申し受けます。
- 遵守義務(個人情報保護法)にて、正会員登録後は**9けたのID番号を発行**による情報管理で、厳重な管理体制のもとに、正確性・機密性・安全性の確保に任務します。

### 部位・症状別傷害共済金 支払額(抜粋)

		骨折または 脱臼	打撲、 擦過傷、挫傷 または捻挫	熱傷	神経の損傷 または 断裂
部位	頭部	97,500円	7,500円	15,000円	180,000円
	頸部	120,000円	7,500円	15,000円	60,000円
	手指を除く上肢	52,500円	7,500円	7,500円	60,500円
	手指	30,000円	7,500円	7,500円	45,000円
	足指を除く下肢	97,500円	7,500円	7,500円	60,000円

### さらに…

個人賠償プラス  
月額200円を  
組み合わせて  
けがと賠償に

賠償保障  
最高**3億円**



## 個人賠償プラス

傷害共済に個人賠償プラスを組み合わせて、日常のけがと賠償に備えましょう。

月額 **200円** で **賠償保障** 最高 **3億円**

★加入できる方

年齢・健康状態にかかわらず、傷害共済にご加入の正会員

★保障期間

傷害共済に加入の期間  
個人賠償プラス単独での加入はできません。

★正会員のご家族も保障の対象となります。

### 個人賠償

<損害賠償共済金>  
<賠償費用共済金>

法律上の損害賠償責任を負ったとき (国内のみ)		最高 <b>3億円</b>
対人臨時費用 (対人事故のとき)	死亡させたとき	<b>10万円</b>
	10日以上入院させたとき	<b>2万円</b>
	謝罪等をしたとき	<b>3,000円</b>

ここが安心!!

法律上の損害賠償責任を負ったとき **最高3億円**を保障

他人事ではない  
自転車事故による  
高額賠償リスク



**実際の事故と賠償の例**  
小学生が自転車で帰宅途中、女性に衝突。  
転倒して頭を強打した女性は、意識が戻らず寝たきりの状態に…

**約9,500万円の賠償命令**

(2013年神戸地方裁判所)

ほかにもこんな  
賠償リスクがあります!



飼い犬が人に  
噛み付き  
けがをさせた



買物中  
にあやまって  
商品を  
壊した



お子さまが  
サッカーを  
していて  
隣家のガラスを  
割った



### おもいやり団体共済保障に関する注意事項



総合(慶弔)共済

●要求・支払対応相談窓口は、基本メールのみでの受付となります。  
ただし、疑問・質問その他は責任者がいますので電話をお待ちしております。

【充足理由の原理】

- 働く方一人ひとりがより良い未来への展望が快闊なる働き方改革にて、電話対応専門業務での人間性を傷つけたり、無理に作った言いがかりを避けるためです。
- 言った・言わない・言わぬが花など、後先見ずではなく、メールならば事実認定のよりどころ(根拠)が残存します。
- 詳細情報は(言)語または形態素の末尾に付く接辞の説明解説

傷害保障

- 傷害共済加入申込書は対応相談窓口よりメールで会員様に送ります。
- 私人(個人・正会員)としての申込ですので、よければ郵送専用の簡単な手続で加入できます。
- 加入申込書には、私人(個人)の氏名・生年月日・現住所・電話番号・口座情報(金融機関)の個人情報の記入があります。善良な心での紹介です。事物を悪く推測したり悪意を持って疑われたくありませんので、直接の申込をお願い致します。
- 疑問・質問・共済金の請求その他お問い合わせは、証書に記載の窓口へ直接お問い合わせください。
- 抜粋説明解説を(言)語または形態素の末尾に付く接辞の抄録説明解説

## 特定非営利法人 全国介護支援共済機構 会員会則

### 第1条 (目的)

この法人の目的に賛同した会員同士が、相互扶助の精神を尊び、健康で社会人としての公の秩序を守り、常に健康な社会生活を送ることを目的として、会報等を通じて様々な情報を発信し法人・会員間の双方向のコミュニケーションを図っていく事を目的とする。

### 第2条 (適用範囲)

この会則は会員に適用する。

### 第3条 (効力の発生)

あらたに会員となった者の効力の発生は、会員となった日以後、最初に迎える振込日(協定で決めた振込期日)から生ずる。

### 第4条 (会員)

この法人の会員は、社会から信用された法人及び団体・個人で、福祉・介護分野における相互扶助の精神の下、介護業界の向上を目的とする当法人の目的に賛同し、所定の会員加入申込を行い、また当法人が会員として承認したものとする。

### 第5条 (会員の義務)

会員は、本法人の秩序を守ると共に会員同士の相互扶助の精神を尊び健康で社会人として公の秩序を守り、常に健康な社会常識に従って会員費を納入とする。

### 第6条 (秘密保持義務)

会員は業務上知り得た秘密情報に関して正当な理由なく、発表・公開・漏洩してはならない。

### 第7条 (会員の要件)

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人全国介護支援共済機構の会員になれない。

- 成年被後見人又は被保佐人
- 破産者で復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者  
ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合  
イ) 刑法第204条[傷害]、第206条[現場助勢]、第208条[暴行]、第208条の3[凶器準備集合及び結集]、第222条[脅迫]、第247条[背任]の罪を犯した場合  
ウ) 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 会員権利の剥奪及び無効  
ア) 反社会的勢力(日本証券業協会の定款の施行に関する規則第15条に定める者をいう。以下同じ。)に該当すると認められる場合

イ) 反社会的勢力を利用していると認められる場合  
ウ) 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていると認められる場合  
エ) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合

### 第8条 (会員資格の喪失)

次のいずれかに該当する場合には、当法人は、事前に通知することなく、当該会員の会員の地位を取り消すことができるものとする。

- 会員から当法人へ入会時の申告内容に虚偽があった場合
- 当該会員が、本会の当法人による運営又は他の会員による利用に支障をきたす虞があると当法人が判断した場合
- この会員規定に反した場合

### 第9条 (退会規定)

会員は、法人が定める退会手続きを行い、法人がこれを承諾したときには本会から退会することができる。

### 第10条 (代表者)

この会に関する代表者は、当法人の代表理事とする。

### 第11条 (権利と義務)

理事長は、本会を代表し会務を統括する。

### 第12条 (会則の変更)

この会則は、理事会の決議によって変更することができるものとする。

### 第13条 (会則の改廃)

この会則の改廃は理事会の決議によるものとする。

### 第14条 (事務処理)

この会に関する事務は事務局が行い、本会の事務局は東京都江戸川区南小岩7丁目22番14号 特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構内に置く。

### 第15条 (会費)

この会を維持、運営する為に、趣旨に賛同する助力会員は、賛同・賛助金を拠出するものとする。

### 第16条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第17条 (個人情報の取扱)

本会及び本法人は、会員の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に従い、必要な保護措置を講じたうえで、会の運営や、会員が享受する各種特典を受けるのに必要な範囲で利用するものとする。

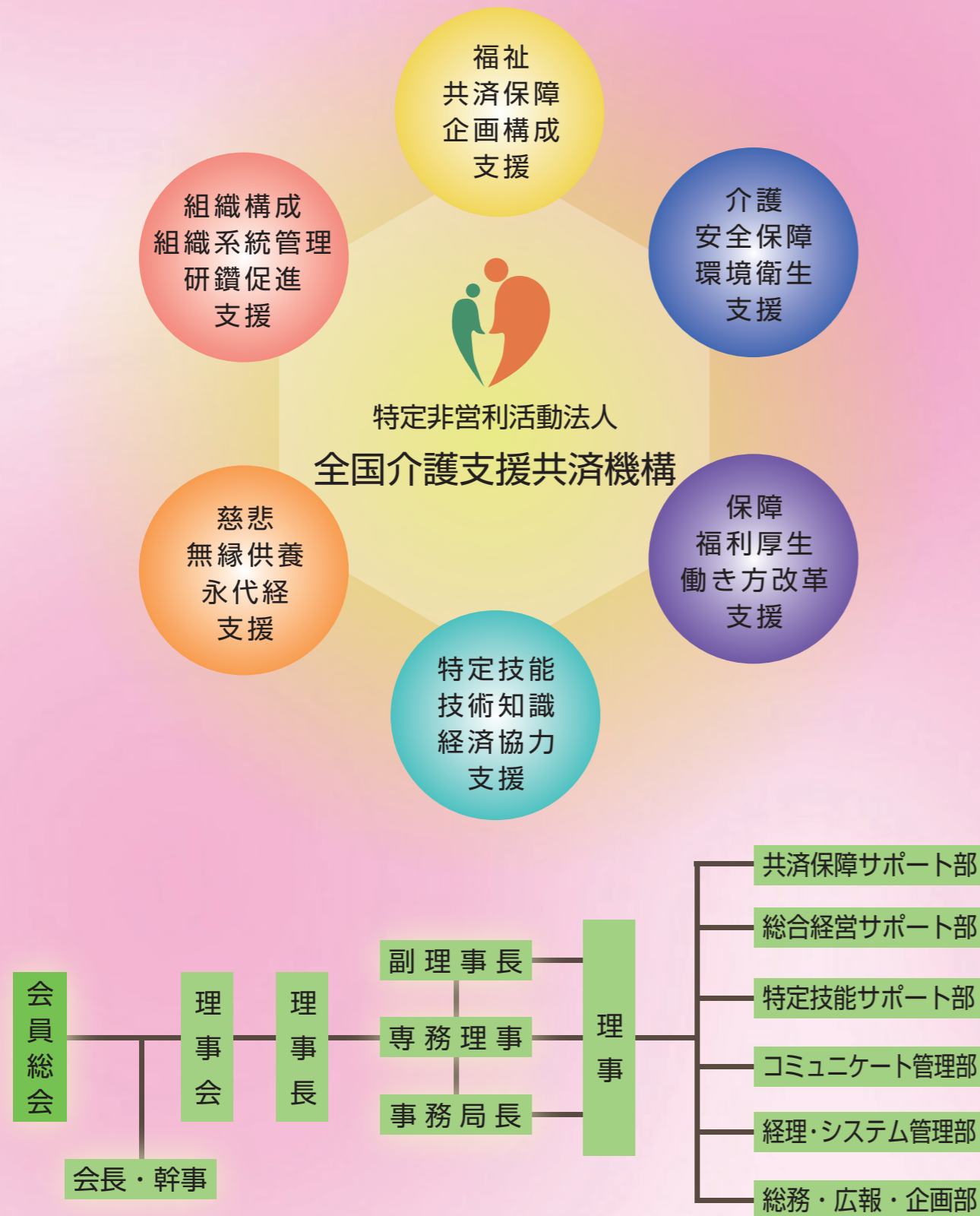
### 第18条 (附則)

この会員会則は令和6年1月1日から実施する。



## 事業理念

本法人は以下の活動を通し、  
新しい福祉（幸福・生活の安定）、新しい介護（日常生活支援）、  
新しい社会の創造に寄与します。



## 支援理念の解義

本法人は以下の活動を通し、介護事業者の経営合理化、介護従事者の業務の効率化と意欲向上、サービス受給者の安心安全の確保を図るとともに、社会保障の推進に貢献します。

### 福祉

「福祉」の「祉」とは神が足を止めて人に授ける幸福の意。幸福な生活環境を社会保障によって、社会の一員として相手を尊んで礼をつくし（敬意）、社会生活の秩序を保つために人が守るべき行動（礼儀）を大切に支え合い、誰しものが生き生きとした人生を送ることができる社会福祉の進歩に寄与・支援。

### 介護

「介護」の「介」とは、付添助けるの意、「護」は傷つけない様に庇い守るの意です。社会福祉分野における福祉六法でも、介護保険法でも、日本の福祉は申請主義です。負担や苦痛を減らして軽くする制度があっても、情報から隔絶された貧困家庭などがその制度の存在を知らなかったり、相手の気持や考えを理解しないことから制度の利用を拒んだりする現状があり、こうした情報格差の解消を支援。

### 保障

社会的価値のある宝物は人材です。法人が雇用者に対して給料以外に提供する制度での、人材の確保・従業員の生活安定・労働環境の整備・従業員の労働意欲の向上が「福利厚生」です。幸福をもたらす利得での健康の維持・増進にて生活を豊かにし、特定の事故や災害が発生した際に経済的な保障（医療費や災害時の生活支援など）支援。

### 特定技能

日本国福祉介護の発展のために、国際相互の理解促進及び開発途上にあたる海外地域に対する経済協力に資するため、特定技能制度にて外国人人材の受け入れ拡大と円滑化を図り、日本国の技能・技術及び知識を開発途上国等とともに真理を会得し、外国人人材への母語相談・安全衛生・健康の確保等の保護に関する相談と助言、外国人人材の受け入れ制度に関する広報と啓発活動、法定福利厚生・法定外福利厚生サービスの向上に関する相談・助言と支援、これらの国の人材の育成及び日本国とこれらの国双方の経済社会の発展に寄与・支援。

### 無縁の慈悲

「無縁死」とは、弔う縁者の居ない死。人生の悲哀な言語による心的・精神的・感性的形象としての表現です。「慈悲」とは人々に楽を与えたいという心（慈）、人々の苦を抜きたいと願う心（悲）永代経他の解義を支援。

### 組織

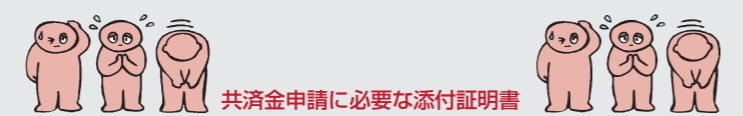
福祉・介護・環境衛生・保障など支援行為の目的を達成するために、分化した役割の様式・要素を組み立て構成し、複雑な現象を一概のシステムとして捉え、全体的関連を考察・研鑽し真相を解き明かす理論的支援。



# 総合 ( 慶弔 ) 共済

## 用語の説明解説

共済金の種類	共済事故	用語説明
死亡弔慰金 会員やそのご家族に万が一のことがあった場合に死亡弔慰金をお支払いします。	すべての死亡	契約上の権利と義務を有する正会員
	不慮の事故等による死亡	急激かつ偶然な外因による事故・感染症 ( 附加 ( ご契約のてびき ) 1 )
	配偶者の死亡	内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方 ( 以下 [ 内縁関係にある方等 ] ) を含みます。ただし、契約者 ( 正会員 ) または内縁関係にある方等に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。 ※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに全介共が認めた方をいいます。
	子の死亡	養子・継子およびこれらの配偶者を含みます。妊娠 7 ヶ月 ( 24 週目 ) 以上の死産の場合も含みます。
	親の死亡	養父母・継父母を含みます
住宅災害見舞金 災害や自然災害等で住宅に被害が出た場合に住宅災害見舞金をお支払いします。	火災等	全焼・全壊
		半焼・半壊
		一部焼・一部壊
	風水害等	全壊・流失
		半壊
		一部壊
		床上浸水
	地震等	全損
		大規模半壊
		半損
一部損		
同居親族の死亡		
重度障害	重度障がい	附加 ( ご契約のてびき ) 2 の身体障害 ( 重症 )
	軽度障がい	



**共済金申請に必要な添付証明書**

- 死亡弔慰金には、火葬認可証のコピー・公的証明書その他
- 住宅災害見舞金には、罹災証明書または業者見積書のコピー・その他
- 重度障害見舞金には、医師の診断証明書・公的証明書その他

## 共済金をお支払いする主な支払事由の説明解説

共済金の種類	共済事故	主な支払事由
死亡弔慰金 会員やそのご家族に万が一のことがあった場合に死亡弔慰金をお支払いします。	すべての死亡	正会員 ( 被受身 ) の…
	不慮の事故等による死亡	1. 本人が死亡した場合 2. 本人が不慮の事故で死亡した場合 3. 配偶者が死亡した場合 ( 内縁関係にある方等を含む ) 4. 子が死亡した場合 ( 実子・妊娠 7 ヶ月 ( 24 週目 ) 以上の死産の場合を含む ) 5. 子が死亡した場合 ( 養子・継子を含む ) 6. 親が死亡した場合 ( 実父母・養父母を含む ) 7. 親が死亡した場合 ( 養父母・継父母を含む ) 8. その他詳細は <b>ご契約のてびき ( 等親図 )</b>
	配偶者の死亡	
	子の死亡	
	親の死亡	
住宅災害見舞金 災害や自然災害等で住宅に被害が出た場合に住宅災害見舞金をお支払いします。	火災等	全焼・全壊
		半焼・半壊
		一部焼・一部壊
	風水害等	全壊・流失
		半壊
		一部壊
		床上浸水
	地震等	全損
		大規模半壊
		半損
一部損		
同居親族の死亡		
重度障害	重度障がい	1. 正会員 ( 被受身 ) の居宅 ( いたく・きょたく ) している建物 ( その建物の従物および付属設備を含みます。以下同じです。 ) に、火災等により損害 ( 消防または避難に必要な処置を含みます。以下同じです。 ) が生じ、その損害の額が 2,000 円以上となる場合。ただし、自然災害によって生じた火災等による損害を除きます。 ※居宅している建物に損害がない場合でも、家財に 2,000 円以上の損害が生じた場合はお支払いします。 2. 正会員 ( 被受身 ) の居宅 ( いたく・きょたく ) している建物に、風水害等により損害が生じ、その損害の額が 20 万円をこえる場合 ( 浸水による被害および建物外部の損壊をともなわない吹き込み、浸み込み、漏入等による建物内部のみの損害を除きます。 )、または床上浸水をこえた場合。 3. 正会員 ( 被受身 ) の居宅 ( いたく・きょたく ) している建物に、地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流出により損害が生じ、その損害の額が 20 万円をこえる場合。 ※地震等により共済金の支払事由が発生した場合、別に地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。なお、地震等災害見舞金は年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることとなるため、お支払いをお約束するものではありません。 ※1～3 について、正会員 ( 被受身 ) の居宅 ( いたく・きょたく ) していない建物でも正会員 ( 被受身 ) と生計を一にする親族が居住している場合には、あらかじめ申し出ることによって居住している建物にかえて対象とすることができます。
	軽度障がい	正会員 ( 被受身 ) の同居親族が上記 「 1 ～ 3 」 までのいずれかの支払事由により死亡した場合。
重度障害	重度障がい	正会員 ( 被受身 ) が重度障害となった場合。
	軽度障がい	

## 傷害共済 抜粋説明解説

### 1. 携行品に損害が生じた時

契約のしおり 105 ページ別表第 10 携行品の定義とその範囲 ( 抄録 説明解説 )  
( 貴金属・通帳・携帯電話・ノート型パソコン・眼鏡・コンタクトレンズその他 )

### 2. 死亡・重度の傷がいが生じた時

1. 病気死亡の場合の共済金は出ません
2. 加入 1 年以内の自殺・自殺行為の場合のは共済金は出ません

### 3. 不慮の事故 ( 抄録 説明解説 )

#### ●急激かつ偶発的な外来事故

( 転倒・転落・衝突など突発的に偶然起きた出来事 )

- ①家庭内での怪我
- ②工作中的の怪我
- ③スポーツ中の怪我
- ④交通事故による怪我
- ⑤交通乗用具に乗っている時の怪我
- ⑥その他

#### ●対象にならない事例等

- ①野球肩・テニス肘など慢性的なスポーツ障害
- ②運動・スポーツによる筋肉痛
- ③習慣性脱臼
- ④腱鞘炎
- ⑤変形性関節症
- ⑥寝違え
- ⑦携帯カイロによる低温火傷
- ⑧靴ずれ・しもやけ
- ⑨その他

## 附加 ( ご契約のてびき )

### 1. 感染症

コレラ・腸チフス・パラチフス A・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・アメーバ赤痢・結核・ペスト・ジフテリア・猩紅熱・流行性脳脊髄膜炎・発疹チフス・急性灰白髄炎・日本脳炎・南米出血熱・ラッサ熱・クリミアコンゴ出血熱・マールブルグウイルス病・痘瘡・鳥インフルエンザ・重症急性呼吸症候群

### 2. 身体障害 ( 重症 )

#### 第 1 級

- ①両眼が失明したもの
- ②そしゃく及び言語の機能を廃したもの
- ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥両上肢の用を全廃したもの
- ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧両下肢の用を全廃したもの

#### 第 2 級

- ①1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの
- ②両眼の視力が 0.02 以下になったもの

- ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- ⑤両上肢を手関節以上で失ったもの
- ⑥両下肢を足関節以上で失ったもの

#### 第 3 級

- ①そしゃく及び言語の機能を廃したもの
- ②神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- ③胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの